

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第220回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の仙波委員と河野地区の中川委員のお二人をお願いいたします。また、地元説明のため、難波地区の荻山推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第12号の12件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、第1号議案から御報告いたします。</p> <p>お手元の買受適格証明に係る審査基準1号～7号までを整理した調査票も併せて御覧ください。</p> <p>この1件は、高松国税局による公売に参加する為の申請であります。</p> <p>申請地は、松山市恵原町甲564番1、登記地目は田、現況も田、面積は664平方メートルと松山市恵原町甲568番1、登記地目は田、現況は畑、面積は264平方メートルです。</p> <p>1番、申請人は、農地約37アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、耕作便利な申請地の公売に参加するものです。</p> <p>なお、入札期日の関係から、地元委員さんの副申書を添付して、専決処理をさせていただきますので、御報告いたします。</p> <p>また、申請者が最高価買受人となった場合には、改めて3条許可申請が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、</p>

直ちに許可書を交付させていただきます。その場合には、直近の農業委員会総会にて3条許可の専決処理報告をさせていただきます。

続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。

令和4年3月26日から令和4年4月25日までに専決処理した案件は4条届出が5件、5条届出が11件で届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案第4号を御報告いたします。

1番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

2番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

3番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

4番、本件は、農地法により、令和3年5月10日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

以上でございます。

寺井克之会長

議案第1号～第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>
<p>伊賀上大輔副主幹</p>	<p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約243アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、5番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、農地約59アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約210アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、8番は譲受人が同一人ですので、併せてご説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、4番の申請地を借り受け、また、8番を取得し、新たに農業経営を始めたとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約69アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約203アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

9番、譲受人は、農地約40アールを耕作する農家でございます。  
この度、耕作利便な申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約50アールを耕作する農家でございます。  
この度、耕作地に近く耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、譲受人は、新規農業者でございます。  
この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。  
なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12番、17番は譲受人が同一人ですので、併せてご説明いたします。  
譲受人は、農地約48アールを耕作する農家でございます。  
この度、申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、14番は譲受人が同一人ですので、併せてご説明いたします。  
譲受人は、農地約153アールを耕作する農家でございます。  
この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

15番、譲受人は、農地約215アールを耕作する農家でございます。  
この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。

16番、譲受人は、農地約117アールを耕作する農家でございます。  
この度、自宅に近く耕作利便な申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

18番、19番は譲受人が同一人ですので、併せてご説明いたします。  
譲受人は、新規農業者でございます。  
この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。  
なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

寺井克之会長

事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

<p>清水憲治委員</p>	<p>新規農業の案件は5件で、4番、8番、11番、18番、19番ですが、4番と8番、18番と19番は、併用案件であります。</p> <p>4番、8番は併用案件で、所在地が湯山地区、久谷地区でありますので、まずは湯山地区の清水委員から説明をお願いします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、西条市に住まわれており、農業学校の教員をしておりましたが、この度、本申請地を賃借し新たに農業経営を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農業に対する意欲及び経験も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>続いて久谷地区の平岡委員から説明をお願いします。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、現在は西条市に住まわれておりますが、この度、本申請地を取得し新たに農業経営を始めたいと申請に及んだものです。来年には松山市に住まわれて農業に従事するというので、農業に対する意欲及び経験も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、11番は、所在地が難波地区でありますので、荻山推進委員から説明をお願いします。</p>

<p>荻山民之推進委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は昨年2年間の農業技術研修を受け、この度、高齢で労力不足となった申請地を賃貸借し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、18番、19番は、併用案件で、所在地が西中島地区でありますので、山口委員から説明をお願いします。</p>
<p>山口晃嗣委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました18番、19番の併用案件について、申請人は昨年1年間の農業技術研修を受け、この度、親族が所有する農地を使用賃貸し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>

<p>船草康司副主幹</p>	<p>議事に入る前に一部議案書の変更がありましたので御説明します。</p> <p>本年3月31日付けにて農地法施行規則の一部改正が行われました。</p> <p>これにより、申請書へ申請人の職業の記載及び申請地の利用状況・10アール当たりの普通収穫高の記載廃止、添付書類の一部省略等があったため、今後は議案書への4条許可申請の申請人及び5条許可申請の譲受人の職業の記載を削除し様式を一部変更させていただきました。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、市内余戸中に居住しております。</p> <p>この度、近隣住民及び近隣の会社に勤務する方々の要望により、本申請地を19台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は松山外環状線、余戸出口からおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書13ページです。番号3番の権利が所有権となっておりますが、正しくは、</p>

賃借権でございます。訂正をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

1番、本件受人は、東温市で造園及び建築・外交工事業を行っている個人事業主でございます。

自宅の庭を資材置場として利用しておりましたが、子供の住宅建築の予定があることから今般、自宅に近い本申請地を賃借し、露天資材置場及び露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、訪問看護・居宅介護支援等デイサービス業を行う法人の代表取締役をしております。

この度、関連子会社が申請地近くにグループホームを建築予定であります。従業員の駐車場が無く事業資金等の関係から、今般、本件受人が申請地を取得し20台分の露天駐車場として転用した後、関連子会社に貸し出す、貸露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、建築・土木工事業を主な業務とする法人でございます。

主に松山市及び今治市全域で事業を行っておりますが、旧北条市内での工事が増える中で、既存の置場が本社近くにしかなく、何かと業務に支障をきたしていることから、今般本申請地を賃借し真砂土等の露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございます。

この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は松山市役所 北条支所河野出張所から概ね300メートル以

<p>寺井克之会長</p>	<p>内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第7号につきまして、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>本件についてご異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「令和4年度第2号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>ご審議をいただく前に、お願いがございます。4番から9番は、久米地区の戒能委員が譲受人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままです。退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>説明に入ります前に、前回総会分で申請の取り下げがありましたので、お知らせします。</p> <p>219回総会、議案第8号4番は、譲渡人が公告日以前に死亡のため、無効議案となりました。</p> <p>訂正をお願いします。</p> <p>それでは、説明にもどります。本日の案件34件の内、使用貸借権の設定は65筆、賃借権の設定は7筆、所有権移転が6筆で、設定総面積は、6万4,731.17平方メートルです。</p>

その内訳は、新規が 16 筆、更新が 56 筆、売買が 4 筆、贈与 2 筆となっています。

番号 4～番号 9 の譲受人は、約 72 アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 22 の譲受人は、約 797 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 25 の譲受人は、約 211 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 31 番号 32 の譲受人は、約 225 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 33 の譲受人は、約 66 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 34 の譲受人は、約 279 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、令和 4 年 5 月 17 日となっております。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

寺井克之会長

議案第 8 号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第 9 号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>今回意見を求められた案件は1件で、設定する農地は8筆、総面積は、1万9,117平方メートルでございます。</p> <p>今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>権利の開始は、令和4年7月1日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」について議題といたします。</p> <p>本件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p>

	<p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1と番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和4年3月26日から令和4年4月25日までに専決処理した案件は31件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第11号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第12号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

住田英俊主幹

それでは、御説明いたします。

本日御審議いただく案件は、西中島地区の案件でございます。

私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。

番号1は、令和4年4月19日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。

対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。

お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。

現地調査については、令和4年4月12日に、所在地である西中島地区の山口委員と高橋推進委員に事務局職員も同行し実施しました。

2ページは、対象地を記載した地図の写しです。

3ページは、登記簿の写しです。

4ページは、公図の写しです。

5～7ページは、対象地周辺を上空から撮影した航空写真と対象地を撮影した写真です。

説明は以上です。

<p>寺井克之会長</p>	<p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。</p> <p>所在地が西中島地区でありますので山口委員から説明をお願いします。</p>
<p>山口晃嗣委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和4年4月12日に、私と高橋推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は西中島地区で、申し出のあった土地は、畑里乙415番です。</p> <p>元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、同地までの交通の便が悪く、農産物の運搬に不便をきたすため、耕作されておらず、現在は雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>番号1は、山口委員からの説明のとおり、畑里乙415番は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案12件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>

住田 英俊 主幹

一点目ですが、令和2年に閣議決定された、「第5次男女共同参画基本計画」において、農業委員に占める女性の割合を、令和7年度までに30%を目指すこととされており、県の目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用について複数の登用としており、次回改選では、松山市農業委員会の女性の登用目標は2名となっております。

このことから、女性認定農業者へのリーフレットの送付や農業者が組織する団体、その他関係者に対し、農業委員等の候補者となり得る女性への推薦依頼などを行っていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましても、女性登用への御理解を深めていただき、登用に向けた推進活動に御協力いただきますようお願いいたします。

二点目ですが、「農業委員会活動記録ノート」についてです。

皆様にお送りしておりますが、今年度からの変更点についてお話しします。

農林水産省より2月に「農地の利用の最適化活動の推進」について新しいガイドラインが示されました。毎年、最適化活動の推進に向け「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」の各項目について事業計画を策定していますが、今年度から農業委員さんの担当地区に対し、個別に「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」の成果目標を設定し、さらに委員の皆様には、「活動目標」として活動日数を設定させていただくとともに、その点検・評価を行うこととなりました。

国が示した新たなガイドラインの「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」の成果目標については、委員皆様の活動の結果がすぐに反映されるものではなく、地域の特性、農業者個人の事情も様々であり、農地所有者の意向は常に流動的で、農地の状況は一定ではありません。

これらのことから、地区の成果目標が結果として至らなくても、現在のところ、国から何らかしらのペナルティーを受けることはありませんので、各委員さんは、担当地区での目標の達成にこだわることなく、柔軟に考え対応していただければと思います。

しかしながら、ここからが重要な点ですので聞いてください。

国が最も重要視している点は、委員さんの取り組み状況であり、委員さんの「活動目標」に挙げられている活動日数です。

国は、活動日数について8日～12日を標準と示していることから、委員の皆様は

は、月の活動目標を8日以上として活動に取り組んでいただきます。

さらに、活動の取り組みを記録するために、「農業委員会活動記録ノート」の活動記録簿に、毎月8日以上活動記録を記入していただき、農業委員会へ毎月提出をお願いします。

次に、どのようなことを活動記録簿に書くのかと言いますと、日々の「農地の見守り」や「仲間への声掛け」の活動で、例えば、普段の生活の中で、知り合いの農業者と挨拶を交わす機会が多々あると思います。それが道端であったり、地域の寄り合いであったり色々な場面が想定されます。

このような機会をとらえ、立ち話し程度でもかまいません、後継ぎの話や、今後の農地の貸し借りの話や、イノシシなどの鳥獣被害の話、遊休農地の話など、情報収集をしていただいた内容や、相手から相談を受けた内容について記録してください。

また、同じ内容を同じ農業者の方に、日を替えて、期間をおいて話していただくことは、農業者の意識を高めるとともに、皆様の活動日数の確保にも繋がりますのでお願いします。

なお、話す時間が1分、2分であったとしても、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」に関係するものであれば、その日の1日の活動となりますので記録をお願いします。

また、事務局との打ち合わせや情報共有、地域の寄り合いで話を取り上げてもらう、又は、会の終了後に参加者に少し話をしたとか、定期的に担当地区の農地の見回をした、自分の圃場までの行き来で、農地の耕作状況などの確認などをしたなど、普段の何気ない行動が、活動に該当することとなりますので、こまめに記録をお願いします。

なお、5月27日に開催予定の農業委員会全体総会において、事業計画の説明を行いますので、改めてお話をさせていただきたいと思います。

それでは、次回の総会の日程についてです。

今月末となりますが、第221回の全体総会は、5月27日、金曜日、午後2時30分から、本館11階、大会議室で開催する予定です。

また、来月の第222回通常総会については、6月10日、金曜日、午前10時30分から、こちらのKH三番町プレイスビルの会議室で開催する予定です。

よろしく願いいたします。

	<p>連絡事項は、以上です。</p>
寺井克之会長	<p>以上をもちまして、本日の第220回総会を閉会します。</p>
渡部純三局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前11時9分閉会</p>